

平成22年度第12回役員会 議事要旨

日時 平成23年3月17日（木）15時12分～15時31分
場所 学長室
出席者 山本学長，和田理事，大矢理事，中村理事
陪席者 奥田副学長，齊藤事務局長，池田監事

議事に先立ち，事前に配付している前回（1月31日）開催の平成22年度第11回役員会の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 平成23年度当初予算（案）について

山本学長から，平成23年度当初予算（案）について，審議資料1に基づき提案がなされ，審議の結果，原案どおり議決された。

2. 国立大学法人小樽商科大学平成23年度年度計画（案）について

山本学長から，国立大学法人小樽商科大学平成23年度年度計画（案）について，審議資料1に基づき，提案がなされた。

【山本学長提案要旨】

- ・平成23年度の年度計画案のうち，経営に関する計画については，先ほど開催された経営協議会において，原案どおりの承認が得られている。
- ・また，経営に関するもの以外の年度計画案については，3月22日（火）開催の教育研究評議会に，また，年度計画案全体については，学部・大学院合同教授会に附議される。
- ・本役員会において，年度計画案全体について，審議願いたい。

引き続き，審議が行われ，原案どおり議決された。

承認後，山本学長より，文部科学大臣への提出は3月末日を予定しているが，提出までに文言の整理等，一部修正がある可能性はあるが，些少な修正については，一任願いたい旨，提案がなされ，承認された。

3. 国立大学法人小樽商科大学法人文書管理規則の制定について

山本学長から，国立大学法人小樽商科大学法人文書管理規則（案）について，審議資料3に基づき，提案がなされた。

【山本学長提案要旨】

- ・本件については，平成23年4月1日に公文書等の管理に関する法律が，施行されることに伴い，本学における法人文書の管理について定める必要

があるため、法整備を行うものである。

・公文書等の管理に関する法律については、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とし、その公文書を主権者である国民が主体的に利用し得るものであることを担保することを目的に制定されたものであり、本学においても、新たに「国立大学法人小樽商科大学法人文書管理規則」を制定するものである。

続いて、法人文書管理規則（案）の内容について、審議資料3に基づき、総務課長から説明がなされた。

引き続き、審議が行われ、原案どおり議決された。

承認後、山本学長から、法人文書管理規則については、4月1日付けで施行することにする旨、説明がなされた。

報 告 事 項

1. 平成22年度資金の運用について

山本学長から、平成22年度資金の運用について、報告資料1に基づき、報告が行われた。

2. 平成23年度大学法人加入保険について

山本学長から、平成23年度大学法人加入保険について、報告資料2に基づき、報告が行われた。

3. 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

山本学長から、第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について、報告資料3に基づき、報告が行われた。

4. その他

山本学長から、次回の役員会については、4月25日（月）13時30分に開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上